

さんしん「ママパパサポート隊」規定

当金庫は、普通預金「さんしんK i d s」および「定額振込サポートサービス」の両方のサービスを総称して、さんしん「ママパパサポート隊」といいます。本規定は、当金庫が提供するさんしん「ママパパサポート隊」（以下、「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。

お客さまは、本規定のほか、関連規定の内容を十分理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

1. (普通預金「さんしんK i d s」)

普通預金「さんしんK i d s」（以下「さんしんK i d s」といいます。）については、普通預金規定によるほか、次の規定により取扱います。なお、普通預金規定と次の規定とで相違が生じる場合には、次の規定が優先して適用されるものとします。

(1) 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の第二土曜日を利息決算日とし、その翌日にこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 優遇

①この預金口座は、当庫の定める対象者に、当庫所定の優遇サービス（以下、「本優遇サービス」といいます。）をご提供することができるものとします。

②本優遇サービスは、「さんしんK i d s」のお申込みを当庫が受付し、所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。また、「さんしんK i d s」が解約となった時点、または、当庫の定める対象者でなくなった時点で終了するものとします。

③本優遇サービスの各種内容については、店頭パンフレット、ホームページ等に記載し規定します。

④本優遇サービス内容については、ホームページ等に記載することで、変更することができます。本優遇サービスの対象となるお客さまは、本条(3)の規定変更手続きに従い本優遇サービスの変更が行われ、当該変更の効力発生後に「さんしんK i d s」の利用を継続した場合、変更後の内容が適用されることに同意したものとみなします。本優遇サービスは、当庫の事情等で一時的に停止し、または終了することができます。

⑤対象のお客さまについて、相続・取引約定違反など本優遇サービスのご提供が困難になる事由が生じたときには、当庫の判断で停止し、または終了することができるものとします。

(3) 規定の変更等

①この規定の各条項（前項④の本優遇サービスの内容を含みます。）は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

②前号によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

③公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

2. (定額振込サポートサービス)

「定額振込サポートサービス」については、為替自動振込利用規定によるほか、次の規定により取扱います。なお、為替自動振込利用規定と次の規定とで相違が生じる場合には、次の規定が優先して適用されるものとします。

(1) 優遇

①このサービスは、当庫の定める対象者に、当庫所定の手数料優遇サービス（以下、「本手数料優遇サービス」といいます。）をご提供することができるものとします。

②本手数料優遇サービスは、「為替自動振込」のお申込みを当庫が受付し、所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。また、当庫の定める対象者でなくなった時点で終了するものとします。

③本手数料優遇サービスの各種内容については、店頭パンフレット、ホームページ等に記載し規定します。

④本手数料優遇サービス内容については、ホームページ等に記載することで、変更することができます。本手数料優遇サービスの対象となるお客さまは、本条(2)の規定変更手続きに従い本手数料優遇サービスの変更が行われ、当該変更の効力発生後に「定額振込サポートサービス」の利用を継続した場合、変更後の内容が適用されることに同意したものとみなします。本手数料優遇サービスは、当庫の事情等で一時的に停止し、または終了することができます。

⑤対象のお客さまについて、相続・取引約定違反など本優遇サービスのご提供が困難になる事由が生じたときには、当庫の判断で停止し、または終了することができるものとします。

(2) 規定の変更

①この規定の各条項（前項④の本手数料優遇サービスの内容を含みます。）は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

②前号によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

③公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【2026.1】

以上